

南部中学校いじめ防止基本方針

令和7年1月改訂

(平成26年初版)

南部町立南部中学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめ防止対策推進法制定の意義	2
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
3 法が規定するいじめの防止等への組織的対策	2
(1) いじめの防止等のための基本的な方針の策定	2
(2) 組織等の設置	2
4 いじめの定義	3
5 いじめに関する基本的認識	3
6 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	4
(4) 地域や家庭との連携について	4
(5) 関係機関との連携について	4
(6) 保護者の役割について	4
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	5
(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	5
(2) いじめ防止基本方針	5
2 重大事態への対処	9
(1) 教育委員会又は学校による調査	9
(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	11
※ いじめ事案への対応フローチャート	12

はじめに

子供の健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ子供たちが将来の夢を抱きながら生き生きと成長していくことができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。

しかし、いじめ等により、子供の生命や身体に重大な危機が生じる事案が発生しており、社会問題となっています。

このような中、平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が公布され、同年9月28日に施行されました。この法は、いじめ防止等のための対策に関し、国、地方公共団体及び学校等の責務を明らかにするとともに、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものです。

「南部中学校いじめ防止基本方針」は、いじめ問題への対策を社会総がかりで進め、学校・家庭・地域・関係機関の連携を図り、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等をより実効的に進めるために、国の基本的な方針を参照し、法により新たに規定された基本方針の策定、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし、いじめ防止等を総合的かつ効果的に推進するために策定したものです。平成29年に国・県の改訂が行われ、さらに令和6年に国・県の改訂が行われました。本校でもそれらを反映することを目的として、改訂を行いました。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまででも国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だいじめを背景として児童生徒の生命や心身に重大な危機が生じる事案が発生している。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起りうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)が成立した。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

さらに、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、町、学校、地域住民、家庭その他関係者の連携の下、いじめの問題克服を目指して行われなければならない。

3 法が規定するいじめの防止等への組織的対策

(1) いじめの防止等のための基本的な方針の策定

- ① 町は、法第12条に基づき、町におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定する。
- ② 本基本方針で対象とする学校は、町内に所在する小学校、中学校とする。

(2) 組織等の設置

- ① 学校は、法第22条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
- ② 教育委員会又は学校は、法第28条第1項に基づき、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該教育委員会又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

※重大事態とは

ア いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

- ③ 町長は、法第30条第2項に基づき、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関として「南部町いじめ問題調査会」を設け、調査を行う等の方法により教育委員会又は学校の調査の結果について調査を行うことができる。

4 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

○具体的ないじめの態様（例）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

5 いじめに関する基本的認識

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

一方、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

（1）いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの

人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。いじめを認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によってはPTAや地域の関係機関と協議することも必要である。その場合、解決に向けた取組としてのねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに個人情報やプライバシーの問題も含め慎重に対応することが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要であり、平素から学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(6) 保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒がいじめを行わないように規範意識を養うための指導を行うよう努めなければならない。また、日頃からいじめの防止等について理解を深めるとともに、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めることが大切である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織について

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(法第22条)

組織の名称は、学校の判断による。

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であること、また、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。

②本校の組織（生徒指導会議）

ア 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーターによって組織し、必要に応じて養護教諭、スクールカウンセラー等の出席を求める。

イ 役割

- 学校が、組織的にいじめの問題に取組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集、記録し、それを共有する。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いていじめの情報を迅速に共有し、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- いじめであるかどうかの判断は、組織的に行うことが必要であり、当該組織が情報の収集と記録及び共有の役割を担うため、教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証など、P D C Aサイクルにより取組む。

ウ 会議の開催

原則として隔週で開催する。

(2) いじめ防止基本方針

①いじめ防止基本方針の策定について

学校は、国や県、町の基本方針等を参考に自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め（法第13条）、年度当初に全教職員で確認するとともに、学校のホームページなどで公開することに加え、生徒や保護者に対して、年度当初や入学時に必ず説明する。

②本校のいじめ防止方針

ア いじめの防止のための取組

○ 取組にあたって心がけること

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取組む。未然防止の基本は、生徒のコミュニケーション能力を育むことや規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる授業づくり・集団づくりである。学校は、生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶよう指導する。

さらに、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、天災やそれに関わる事由により避難している生徒など、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく互いを認め合える人間関係・学校風土づくりに努める。

また、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

○ 具体的な取組

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止等に資することを踏まえて、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ・いじめの防止等に資する活動であって、生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くための特別活動や生徒会活動の充実を図る。
- ・生徒に達成感や充実感を味わわせるわかる授業や、生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感の人間関係）を取り入れた授業を推進する。
- ・保護者には、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には警察への相談・通報することを、あらかじめ周知していく。

イ 早期発見にむけての取組

○ 取組にあたって心がけること

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取組む。

○ 具体的な取組

- ・生徒に対する定期的な「いじめに関するアンケート調査」の実施をする。
- ・生活記録ノートを生徒と交換することによって、生徒との信頼関係を構築し、生徒が教員にいじめについて相談しやすい状況をつくる。
- ・いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口や、スクールカウン

セラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した相談について周知する。

- ・意図的に二者面談を行い、生徒の悩みや、いじめについて
- ウ いじめが起きたときの対応
- 取組にあたって心がけること

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに学校いじめ対策組織に報告、組織的な対応につなげるとともに、被害生徒を徹底して守り通す。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

A いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

B 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について日常的に注意深く観察する必要がある。

○ 具体的な取組

A いじめの認知後の措置

 - ・いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた生徒、いじめを知らせた生徒の安全を確保するとともに、特定の教職員で抱え込みず「法」第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校組織」という。）に報告し、情報を共有する義務があることを、改めて認識する必要がある。以後、「学校組織」が中心となり、当該いじめ問題の対応について適切・適時に調査・協議等を行うなど、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など組織的に実施する。また、複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の生徒ごとに記録し、情報の集約と共有化を図る。
 - ・「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止める

とともに、場合によっては、いじめを行った生徒の保護者の理解を得た上で、当該生徒を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている生徒を守る措置を講じる。

- ・いじめられている生徒自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている生徒を徹底して守ることをはつきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努める。さらに、状況に応じて、当該生徒の登下校の見守り等を行い、当該生徒の安全を確保する。
- ・いじめを行ったとされる生徒に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させます。一方、当該生徒の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をする。
- ・いじめを受けた生徒といじめを行った生徒それぞれの保護者には、できる限り認知当日に事実を連絡し、適切に調査・指導することを伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告する。
- ・学校は、「法」第23条第2項に基づき、当該いじめの事実の有無について「学校組織」で確認した結果を教育委員会に報告する。緊急の場合には、速やか町教育委員会に第一報を入れ、対応を協議する。とともに、いじめが実際起きた場合、警察に相談・通報する事案であるかどうか教育委員会と対応を協議する。

B いじめ解消に向けた取り組み

- ・いじめられていた生徒が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該生徒の心に寄り添い、支援する体制をつくるとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整える。加えて、スクールカウンセラー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し継続的に支援する。
- ・いじめを行っていた生徒が、健全な活動目標（学習目標の設定、児童会・生徒会の活動、部活動、奉仕活動等）を自ら見つけられるように、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携し支援する。
- ・いじめを見ていた生徒にも、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせ、いじめに同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させる。
- ・生徒が、生徒会等の活動（学級会、学年集会、全校集会等）を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行う。
- ・縦割り活動、異校種間交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積 極的に取り入れることで、困難を乗り切ろうとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培います。
- ・学校の教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。

C インターネット上でのいじめに対する対処

- ・子どもや保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、**被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じるなど対策を行う。**併せて、SNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対処が行えるよう、警察をはじめとする関係機関等との連携を深めるなど体制を整備する。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し援助を求める。また、早期発見の

ため、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取り組みについて周知する。

- ・生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発活動を行い理解と協力を求める。

エ 教育相談体制

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどのいじめ防止を含む教育相談に応じる者との連携を図る。

オ 生徒指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

カ 校内研修

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して資質能力の向上を図る。

キ 学校経営の基本方針と学校評価

学校経営の基本方針の生徒指導の項目の中に、「いじめ」についての項目を入れ、P D C A サイクルを活用した学校評価・学校関係者評価を実施し、学校経営に生かす。

2 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）文部科学省」により適切に対応する。

（1）教育委員会又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）文部科学省」により適切に対応する。

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

- いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

- いじめにより相当の期間学校欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と捉える。

- 生徒や保護者からいじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき

- ・ 生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。

ウ 調査の主旨及び調査主体

教育委員会は、学校から報告を受けた際、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。

教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合である。

学校が調査主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

エ 調査を行う組織

学校におけるいじめの防止等の対策のための組織又は教育委員会が設置する組織において調査を行う。重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて平時から設置しておくことが望ましい。

ただし、構成員の中に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど公平性・中立性を確保する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。

また、教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。教育委員会又は学校は、調査を行う組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取組まなければならない。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- ・ いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的ケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援し、関係機関と連携して対応する。

○ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた生徒が入院や死亡の場合）

- ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法は、原則として在籍生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

○ いじめられた生徒が自殺した場合に対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 文部科学省・生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- ・ 遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい

調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。

- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求め、客観的かつ総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・ 調査を行う組織については、学識経験者、心理や福祉の専門家、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

カ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会の積極的な支援が必要となる。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域に不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合がある。教育委員会及び学校は、生徒、保護者及び教職員への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報を発信し、個人のプライバシーに配慮する。

② 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果は、町長に報告する。

上記アの説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長等に送付する。

（2）調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

① 再調査（「南部町いじめ問題調査会」の設置）

報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について「南部町いじめ問題調査会」による調査（以下「再調査という。」）を行うことができる。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めることが求められる。再調査についても、教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

町長は、再調査を行ったとき、その結果を議会に報告する。議会に報告する内容については、個人のプライバシーに配慮する。

いじめ防止対策推進法に規定されるいじめ事案への対応

